

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(監視地区の区域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 郵便局（<u>郵便窓口業務の委託等に関する法律</u>（昭和24年法律第213号）<u>第8条第1項の再委託業務</u>を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p>	<p>(監視地区の区域内における届出を要しない行為)</p> <p>第20条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 郵便局（<u>簡易郵便局法</u>（昭和24年法律第213号）<u>第7条第1項の委託業務</u>を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。